

令和3年第1回（1月）佐渡市議会臨時会会議録（第2号）

令和3年1月20日（水曜日）

議事日程（第2号）

令和3年1月20日（水）午後1時30分開議

- 第1（総務文教常任委員会付託案件）
議案第1号から議案第3号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	交通政策課長	十二毅志君
観光振興課長	祝雅之君	教養課長 （総務補佐）	高野久之君

選挙管理
委員 長

佐藤金満君

事務局職員出席者

事務局長

山本雅明君

事務局次長

本間智子君

議事調査
係 長

梅本五輪生君

議事調査係

岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第3号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について。本案は、地方自治法の規定に基づき行われた防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定を求める直接請求により、議会に付議されたものであります。なお、本案については市長から、条例制定に反対する意見が付けられております。審査の結果、否決すべきものとして決定しました。

議案第2号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6億4,736万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保及び子育て世帯や低所得者世帯等への支援に係る経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた佐渡航路の事業継続に向けた支援に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、佐渡航路事業継続支援事業について。本審査においては、佐渡航路の在り方を議論してきた航路問題特別委員会との連合審査会により行ったものである。本事業は、令和2年の決算期において、債務超過に陥る佐渡汽船株式会社に対し、佐渡航路の維持確保を目的に、新潟県が約10億4,000万円、本市が3億5,798万2,000円の行政支援を行うものである。今回の債務超過に至った大きな理由として、新型コロナウイルスによる影響があることは間違いないが、小木一直江津航路に高速カーフェリーあかねを導入し、年間10億円近くの損失を出し続けてきたことが積み重なった結果でもあると思料する。本市においては、第三者割当て増資を引き受ける形で出資する提案となっており、これにより本市が第2位の株主となる予定である。令和2年8月に公表された2020年12月期第2四半期決算短信で、債務超過に陥ることが判明し、それ以降は佐渡航路の在り方を議論する航路問題特別委員会を中心に議論が行われており、令和2年第9回（12月）市議会定例会初日において、決議も採択されたところである。佐渡汽船株式会社から当初は2020年12月期の決算までに債務超過を解消するめどを立てたいとの意向が執行部に伝えられ、本市議会でも同様に説明を受け、昨年12月定例会で審査を行う予定であったが、佐渡汽船株式会社側の準備が整

わず、決算期に間に合わない結果となった。自ら救いの手を求めておきながら、手続を失念していたことは誠に遺憾である。末端である自治体で、なおかつ離島の自治体でもある佐渡市では、これまでもカーフェリーときわ丸の購入など、多額の支援を行っているところであり、今回債務超過を解消するために3億5,798万2,000円もの出資を、上場をしている一企業に対して行うことは、非常に重いものであることを佐渡汽船株式会社には理解してもらわなければならない。よって、執行部には次のことについての対応を求める。

(1)、佐渡汽船株式会社に本委員会の意向を報告し、認識を改めるように再度指摘すること。

(2)、今回の債務超過に対する同社の経営陣の責任を明確にすること。

(3)、今回の行政支援を行うための条件は、議会とも協議すること。

(4)、同社の経営の状況を監視できる体制を構築するとともに、新潟県や対岸市を巻き込んで協議していく場も設定すること。

(5)、同社に対し、経営の立て直しを図るための人材登用を検討すること。

議案第3号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第16号)について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,159万6,000円を追加するものであります。内容は、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例を施行した場合に執行する住民投票に要する経費を計上するものであります。審査の結果、否決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長(佐藤 孝君) 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定についての討論に入ります。

後藤勇典君の反対討論を許します。

後藤勇典君。

〔6番 後藤勇典君登壇〕

○6番(後藤勇典君) 新生クラブの後藤勇典でございます。本臨時会に上程されました佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、先日の住民投票に関する意見陳述の中で、平成28年の佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例が議会において否決されたこともあり、庁舎問題は一定の結論を見たとき多くの市民は思っていたとありましたが、これは違うのではないかと考えます。平成28年12月議会における住民投票条例の制定については、賛成12、反対8の賛成多数で可決されたものであります。つまり当時も賛成派の議員が多数でありました。しかしながら、前市長が再議を行い、再び採決を行った結果、再議の可決要件である賛成票3分の2までは届かず否決となったのであります。本年度の補正予算の中では、庁舎建設の基本設計及び実施設計の債務負担行為について、両議案とも賛成19、反対1という結果でありました。前回同様賛成多数の状況に変わりございません。本計画のポイントは、現庁舎の改修に加え、不足する機能を新しい建物により補充し、2つの建物が一体となることで、市役所機能を充実させるものであります。財源としては、合併特例債を用いることで、市の負担を極力抑えるものとなっております。また、合併特例債の期限は、令和5年度末となっており、全体のスケジュールを切り詰めることで計画が成り立っている状態にあります。住民投票

が実施されることで工期に遅れが生じ、現庁舎の改修部分については、合併特例債の期限に間に合いません。万一不測の事態が発生すれば、現庁舎の改修にとどまらず、新しい建物についても、合併特例債の期限内に終わらせられない可能性も考えられます。

さらに、住民投票には約3,000万円の経費がかかってまいります。もちろん市の単費でやらなければなりません。住民投票の結果、たとえ建設することが決まったとしても、現庁舎改修の一部が合併特例債の期限に間に合わないことで、市の自己負担額が4億3,000万円追加で上乗せされてしまうのです。今コロナ禍にあって、市民生活は大きな影響を受けております。4億数千万円あれば、新たなコロナ対策の予算を組むことができます。このような状況下では、不要な支出を極力避けなければなりません。これから10年先、20年先を見据え、今決断していくことが行政、そして政治の役割であり、責務だと考えております。判断を後世に委ねるのではなく、議員一人一人がしっかりと判断し、佐渡の将来を担う次の世代に手渡していくことが私たち議会に求められていると思います。議員各位におかれましては、どうぞご賛同いただきたく思い、私からの反対討論といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で後藤勇典君の反対討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 議案第1号の反対討論をいたします。市民の声会派、荒井眞理。

議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について、反対討論を行います。

まず、日本は民主主義国家であり、その民主主義の実現の手段の一つとして、私は住民投票は民意を表す重要な機会として考えています。そして、その考えに基づき、私はこのたびの住民投票実現のための条例制定に反対するものであります。その理由を市民の皆さん、特に制定のために署名された3,725名の皆さんの前で明らかにすべきと考え、反対討論の中身に入ります。

今回の住民投票条例制定を求める目的が何かを議会として、議員として、私は市民に説明することができません。むしろ政争の具の一環にすぎないのではないかとの色濃い疑念が払拭されずに、この採決の日を迎えております。条例制定の請求者の代表3名のうち、2名が15日にこの議場で意見陳述をされました。その主張に対する議員からの質疑を受ける参考人としての機会も18日に予定されておりました。意見陳述をされたお二人のうち1名は辞退され、1名は参考人として質疑を受けると意思表示をされておりましたので、18日の日程は全議員による連合審査会である旨も伝え、事前に質疑通告もお渡ししました。ところが、参考人は当日の朝突然その日程ではやりませんと断ってこられ、私たち議員は全員驚きました。参考人とやり取りした議長から、議会運営委員会の場で理由を聞きましたが、その中身は一方的な理由で納得できるものではありませんでした。私たちはやりませんと断った理由を議会運営委員会の場で改めてご本人から直接お聞きしたいと申し入れました。けれども、参考人からは理由は説明するが、議員からの質問は受けられないとの条件つきでありました。それでは、参考人が断らざるを得なかった責任の所在が参考人の側にあるのか、それとも議会の側にあるのか明らかになりません。その正当性は確認できないと考え、議会は参考人への質疑を中止といたしました。私は、参考人とは意見陳述の中身について、市民の利益を考え、質

疑応答の場が必要だと考えていましたので、市民に対して開かれたこの議会の場での参考人のかたくなな姿勢は、非常に残念に思いました。また、そのかたくなな主張を通すため、議会の土俵をひっくり返し、私たち全ての議会関係者に多大なエネルギーを割くことを強要されたことは、議会制民主主義が軽視されたと言わざるを得ず、その姿勢も大変遺憾であったと言わざるを得ません。

改めまして、私たちが議員として、参考人に質疑し、主張される内容の確認をしたかったことは、条例制定の運動をしてきた防災拠点庁舎建設の是非を問うみんなの会の方々には理解していただきたいと今でも思っております。私は、金井の本庁舎の隣に防災拠点庁舎を建設することについて、市民の意見が様々あることは当然であり、議員もまた考えは様々であり、これまで自由に議論を積み重ねてまいりました。市民も同様に、どのような考えを持つことも自由であると考えています。そして、その賛否を住民投票で決めるためには、公平、公正な情報提供が重要だと考えています。しかし、私の目にはみんなの会、また参考人の皆さんは、事実と本質を抜きにした主張をしておられるように見えます。防災庁舎の理解を混乱させる情報をつくり出し、しかも住民の意見は6割が反対であった。にもかかわらず、議会は賛成19、反対1で市民とはねじれの関係で、市長と議会は建設ありきの出来レースをしていると、あたかも市民と議会は対立しているかのように説明をし、赤いじゅうたんを敷いたこの議場は、1億円かけて佐和田に本設置したと、市民感情をおおるような不正確な情報をつくり出し、だから有権者の1割に当たる4,185名もの市民が住民投票を求めているとの物語を編み出したようにしか見えてきません。

物語と言わざるを得ない理由を1つだけ具体的に述べておきます。さきの住民投票を求める4,185筆には、佐渡市の選挙人名簿に載っていない人の名前、重複して書かれた名前、代筆を必要としない人の名前などが含まれていたままで、それら460筆を除くと、3,725筆であることは選挙管理委員会が認めたものです。集めた署名の1割以上が不適正な集め方であったことを認めない姿勢には誠意がありません。それでも、それが正しいと主張されるなら、それは物語と表現するしかありません。物語というのは、語り続けると歴史の真実のように聞こえてしまう危険性を伴っています。私はそれをできるだけ排除し、市長や議会への敵対感情をおおる物語ではない純粋な情報を誠実に市民に提供し、様々つくり出した物語を訂正する努力をした上で、住民投票を実施する意思があるのかをみんなの会の代表として、条例制定を請求した代表として、参考人にこの公の議会の場で確認することが必須だと考えていました。

しかし、それは実現しませんでした。有権者は大切な1票を投じる権利を行使するものです。それが事実に基づいた情報を基に行使できるか。みんなの会、また条例制定の請求を求めた方々が保障する姿勢を公の場で示す機会に、やらないとして放棄されたのであれば、残念ながらこの条例を制定することは、佐渡市民の利益として危険であると判断せざるを得ません。市民にとっては非常に残念なことです。この住民投票条例については、反対の立場で討論を終わります。議員各位のご理解とまた賛同をお願いして、この討論を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で荒井真理さんの反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表いたしまして、条例案に対する反対討論を行います。

この間連合審査会とか、いろんな局面で言ってまいりましたが、この庁舎建設問題は冷静に、そして客観的に捉えていく姿勢が私は極めて重要だということを何度も言ってまいりました。前段のお二人が大分同じようなことを述べているので、重複する部分は避けて、意見陳述に基づいて私の考えを述べさせていただきます。

4年前私は、住民投票条例は団体自治とともに住民自治の強化のための住民投票ですから、賛成すべきだという立場を取っておりました。今回も基本的にはその立場ですが、今回なぜ賛成できないのか、3点にわたって述べさせていただきます。

意見陳述では、あたかも市長選挙では言わなかったのに、突然庁舎問題を持ち出して、建設ありきで議会も含めて進んでいるというような論調が書かれております。市長や議員の責務は、市民負担を強いずに、市民の税金の効率的な行政運営が一つの責務であります。これは連合審査会でも言いましたが、誰が市長になっても、誰が議員になっても、今期は有利な起債の合併特例債、市民的に言えば、分かりやすく言えば、有利な補助金と言ってもいいと思うのですが、この補助金が合併した佐渡市には約40億円の枠が残っている。この補助金の期限が迫っているというのが客観的な事実です。この40億円をどう使うのかは、この期限がない中で就任した市長や議員が正面から向かっていかなければならない大きな課題なわけであり、使わないとすれば、現在の佐渡市の財政状況では、使える補助金をふいにして、逆に市民に負担をかけることになるわけであり、選挙の直後にこの使い道、急いで議論をされなければならないというのが客観的な条件です。そして、議会もぐるになって特別委員会を立ち上げたかのように言われていますが、特別委員会はこのようなことから、庁舎問題の特別委員会ではなく、合併特例債に関する特別委員会という名称で、いろんなことを議論した挙げ句に、執行部案のところにとどり着いたということでございます。

このように意見陳述人は述べております。三浦前市長は公約の一つの柱として出馬をしました。しかし、渡辺市長は新庁舎建設についてはほとんど触れず、当選後庁舎建設について、これをなぜか防災庁舎の問題と称してと言っておりますし、また別の方は渡辺市長は、「りゅうごの政策の『六本柱』」を掲げているが、庁舎の文字はないと陳述をされておりますが、こういったことは全く当たらず、市長選絡みのうさんくさい話ではないと私は捉えています。

2つ目、35年間大改修をしていない現本庁舎は、どなたが市長になっても、どなたが議員になっても、急がなければならない現実的な課題であります。当時の市長、三浦市政でも、本庁舎の防災拠点化も含めて計画しておりました。行政庁舎の建設や改修そのものには、一切補助金がないわけでありますから、どうやって市民にとって負担を少なくし、効率的なやり方でやるのが課題だったわけであります。直接請求の方は、これ2人目の方が言われましたが、庁舎建設は4年前の住民投票の議会での結論で決まったとおっしゃっております。まさに4年前も説明しているように、今回のこの住民投票条例制定請求の議案も、今日の議論の上で最後の採決で決まる、これは結論だというふうに思っています。私は、4年前も先ほどもありましたが、市長の再議によって否定されたからといって、一応これルールですから、ぐすぐすがたがた言いませんが、ここにいる議員のそれぞれの賛否で決まるものだと思っています。

この防災庁舎の件ではもう一点言うておきます。前市政のときも、期限が迫る補助金とも言うべき合併特例債を満額使うことを計画しておりました。平成30年9月25日から11月12日まで、12会場366人の市

民の参加の中で説明を行い、本庁舎の大改修を6億7,000万円でやることを説明をし、パブリックコメントもやっております。つまり従来計画の本庁舎建設はやらないとした前市政でも、第二庁舎を含めた本庁舎の防災拠点改修は必要というものであります。三浦市政が改定をした平成29年の佐渡市の最上位計画と言われている将来ビジョンの中では、本庁整備の基本方針の項を起こしております、その中で防災拠点化としての機能を強化すると、大きく位置づけておりますので、これも事実であります。また、当時の4年間の中で様々なことは、議会答弁もしております。

もう一点、今回の防災拠点庁舎の建設の中心、市長の柱は、本庁舎建設を行わないとしていた前市政でも計画をせざるを得なかった本庁舎と第二庁舎を改修するもので、有利な補助金で改修するというものです。市民負担を減らすということにすぎません。そこに議会も併設するという案にすぎないというふうに私は捉えています。蛇足ながら言及をしておけば、渡辺市政の計画では、議会は集約しますが、教育委員会は両津に残したままです。前市政は、庁舎問題をどうするか問われた平成28年の議会の連合審査会では、複数の議員の質問に対して、教育委員会と議会は本庁近くに配置をしたいと、このように言っていたのが方針であることも付け加えておきます。なお、今回の渡辺市政での市民説明会は、8月19日から26日まで10会場、市民では441人の参加で行いました。前市政との累計では、何とぞろ目の777人ということになります。

もう一点、住民投票の論拠の一つには、合併特例債を借りるべきでないなどの意見もあったかのように思っています。個人的にですが、直接請求グループのお一つであろうと思われる団体から今月ですが、私に要請書なるものが届きました。その中では、合併特例債は有利であることを認めております。また、合併特例債についての意見陳述では、「合併特例債を他の事業に活用すれば、佐渡市の総合的な負担は市の言うような38億円もの負担軽減にならないはずで、知恵を働かせることが大事ではないでしょうか」と述べていますが、合併特例債は建設などのハードにしか使えないもので、子育てや高齢者支援などのソフト面には使えないことは言うまでもありません。中には解体財源で使えばいいとの論調もありますが、地方財政法では起債の使い方が厳しく決められております。合併に伴う新市建設計画に基づく公共施設等総合管理計画の個別計画に位置づけられていなければ、合併特例債は使えないものである。このことは、議員各位ご承知のとおりだということを改めて述べておきたいと思っております。例えば辺地対策事業債というものがありますが、辺地対策事業債を借りるのに総合計画を立てなければ起債ができないのと同じものであります。

3点目、今回の計画は平成21年完成の消防本部との二重投資であるという点について言及したいと思っております。そもそも消防本部は、八幡にあった老朽化していたものを合併の約束である消防車15分、救急車30分体制の拡充のために造ったというのが一番の柱であります。当時の背景で言えば、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を受けて、防災教育や一定程度の消防の拠点化が必要ということで整備をされたものにすぎません。その後、平成23年の3.11東日本大震災、平成28年4月14日の熊本地震、さらには頻発している自然災害などの教訓を受けて、国や地方自治体全体で行政による防災の責務が強調されてきています。例えば消防本部が建てられた後の平成22年4月には、地方公共団体の業務継続の手引と解説というものが出されました。平成23年12月には、国の災害対策基本法の改正が行われました。平成27年5月には、市町村のための業務継続計画作成ガイドというものが出されました。この後、平成27年9月には関東・東北豪雨災

害が起こっております。そして、平成28年2月には業務継続計画の策定と防災基本計画の改正、このようなものが大きなものとして行われてきました。つまり消防本部が建てられた以降、防災に対するこういったのが出ているということでございます。

今述べたようにどなたが市長になっても、議員になっても、合併特例債という有利な起債をどう使って市民負担を抑えてまちづくりをするのかというのが最大の課題だったから、6月に渡辺市長も議会も、議論をしたということを私は強く述べておきたいと思います。

最後にします。今回のこの住民投票条例の結果で、前市政も必要としていた本庁舎改修をやめるということにはならないということであり、先ほどどなたかもしましたが、仮に住民投票をやっても、改修は必要なものです。住民投票で建設の是非を問うべきものではないと考えているのが1つです。

私は4年前の住民投票のとき、十分な議論をした上で、庁舎建設の是非を問うべきだと先ほど言いましたが、住民投票には賛成しましたが、今回の件が改修だけでなく、合併特例債の期限の余裕もまだあって、例えば長岡市のアオーレのように、大きな複合施設、40億円にあと20億円も出して、60億円のものを建てるというのならば、私は住民投票にしてもいいものだというふうに思っているところであります。これが私の全体の意見でございます。意見陳述では、議会や議員に対して大変厳しくて、もっと知恵を働かせよということですが、私の知恵はこの程度でございます。

最後に一言、執行部に一言申し上げたいと思います。今回の住民投票条例の制定請求は、中身はいろいろありますが、市民の行政への参画の一つであるという点はしっかり踏まえた上で、渡辺市政の今後に生かすべきだということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

以上で議案第1号についての討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第1号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第2号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）についての委員長質疑に入ります。

上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） それでは、令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）のコロナに負けるな！！子育て・暮らし応援事業について、幾つか質疑させていただきます。

子育て世帯、低所得者世帯等の生活を支援するとして計上されております予算でございます。これまでも子育て世帯への支援が行われていますので、今回の本事業においては、今までのものを計画、実行、評

価、改善、P D C Aがあつての新たな支援と私は考えたのですが、前回までの支援とどこがどのように変わっているのか、また前回までの支援の評価を含めて、改善された点などをお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、続いて手続に関してですが、第3号補正の子育て世帯への生活支援支給金のときは、3,807件の6,334人、申請は不要でいただけたものであったと記憶しています。申請しなくても、給付金がいただけていたということですが、そして第7号補正の子育て世帯生活応援事業においては、対象者に申請書を郵送し、申請書を提出していただけた後に、審査後支給決定されて決定通知が出されて、最終的に簡易書留で商品券が届くというような形であったと思ひます。今回は、そういう手続等はどのようになっているのか。また、聞くところによると、この応援券の引換えは、それぞれが郵便局に行かなければならないというような話も聞いておりますが、その辺のところの審査はどうであったのかということをお聞かせ願ひたいです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、上杉議員の質疑にお答えをいたします。

前回の子育て世帯への支援と今回どのように変わったのかということですが、前回7月補正で出ました子育て支援の形というものが、佐渡市に住民登録のある18歳以下の子を2人以上を持つ世帯の生活を応援するため、新潟市・佐渡市共通商品券を支給するというのが大まかな内容でございました。今回の応援券の中身につきましては、子育て世帯、それから生活支援をしようとする世帯の方に、昨年中のプレミアム商品券のような応援券をお配りしたいという趣旨のもので、対象者につきましては、本市に住所を有する平成14年4月2日以降に生まれた子供で、令和3年4月1日までに生まれた子、いわゆる18歳になる子供が対象でございまして、あわせて住民税非課税世帯、それから生活保護世帯等の生活支援を要する世帯については、1世帯1セット世帯主の方にお配りをするというものでございます。

違いといいますと、要するに前は新潟市・佐渡市共通商品券だったものが今回は立てつけとしましては、昨年行われましたプレミアム商品券と同様のものをお配りをするということが大きな違いかと思ひます。手続に関してということなのですが、前は要するに商品券等を送付をするということでしたけれども、今回の応援券に関しては、まさにプレミアム商品券と同じような立てつけになっておりまして、まず対象の方へ案内、申込書を郵送し、届いた対象の方が申込書に記入の上、佐渡市役所、行政サービスセンター等へお申込みをいただきまして、その後市のほうで引換え券を郵送し、対象の方がその引換え券を郵便局へ持って、応援券と交換をするということでございます。要するに、その応援券というものが対象となる店舗というのが佐渡市の店舗であると。佐渡市の店舗でその応援券を使つていただくということでございます。生活支援、あと子育て世帯への支援とともに、佐渡島内の事業所にもしっかりと消費が回るというプレミアム商品券の機能を併せ持ったような形であるという立てつけになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 今の説明を伺つて、また一つ思つたのが支援の対象幅を広げたとして理解もできました。また、生活保護世帯及び非課税世帯、高齢者のみ世帯とか、そのような対象者も広げ、そしてさら

に、島内の経済の循環等々に充てること、2つの目的も兼ね備えているというところは分かりましたが、そのほかに対象者は2本立てというような捉え方を私はしたのですが、対象者の重複の交付というのは可能なのか。また可能とされるようでしたら、その対象者はどのくらいいるのか、補正第6号のひとり親世帯特別給付金のときが365世帯であったと思うのですが、このコロナの状況が続くと、今までぎりぎりのラインで対象にならなかった方がまた対象になる可能性や非正規雇用の方が雇い止めされた場合、対象になるというようなことも出てくるのではないかと考えるのですが、この補正予算の財源といいたいまいしょうか、予定されているような中で、国の第三次補正予算の交付金の見込みもあるというような説明も執行部からあったように記憶しているのですが、その辺いろいろな商品券を発行、支給するという以外にも、ほかの様々な視点での意見があったのかなと考えるのですが、その辺のところはどうなのかというところをお聞かせください。

また、子育て世帯への支援に関して、今までは所管が子ども若者課という形でずっと流れてきたと思うのですが、対象枠が広がったということなのか、今回社会福祉課になっているかと思うのですが、その辺のところ、子育ての関係でいうと、今までそういうような申請を子ども若者課にしていたものが、今度社会福祉課となることによって、何か混乱、支障、その辺のところは問題ないというような説明がどのようにあったのか。

それから、受け取りの方法というのがプレミアム商品券と同様な形でのものだと説明がありましたけれども、第3号補正予算や第7号補正予算のときは、個別に自分で行かなくても手元に受け取れている、そういうような方法であったのですが、今回幅を広げたということで申請方法、受給、受け取り方等をいろんな形での効果……ある程度申請を受ける側として、申請が少なくなったりとか、市民にとって効果的なところの影響というのはないのかどうか、その辺のところを審議されたか、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 2回目の説明をさせていただきます。様々ありましたので、答弁漏れがありましたら、ご容赦ください。また質疑を受けます。

まず、重複等申請の数とかそういうお話がございましたので、お話しさせていただきますと、重複は可能でございます。子育て支援の応援の部分と暮らしの応援の部分の重複は可能でありまして、例えば生活保護世帯で、子供が2人いるというパターンにおきましては、子供の分2セットと生活保護世帯の1セット、合計3セット支給をするということでございます。具体的な数をあえて申し上げますと、一応今執行部のほうで考えている支給対象見込みにつきましては、1万3,100件でございます。内訳としましては、まず子供の部分が6,670人です。これは、この後出生するお子様が増えれば、これは増えるものと考えます。次に、生活支援の部分ですが、生活保護世帯につきましては370世帯、高齢者のみ世帯のうち住民税非課税世帯が5,500世帯、障害者の属する世帯のうち住民税非課税世帯が560世帯という形で試算をしているという説明がございました。

続きまして、要するに雇い止めとかそういうコロナ対策としてどうなのかというようなお話があったと思うのですが、当委員会におきましても、コロナということで生活困窮、いわゆる経済的な困窮をしている方々に実際に手が差し伸べられているのかどうかという指摘が当委員会の中でありました。執行部のほ

うでは、例えば雇用とか、産業系、建設系、事業所の関係についても、国の第三次補正予算の中で、これからいろいろと出てくると。そういったものを活用しながら、様々な手段を講じていきたいという説明がございました。まさに今この事業は、国の第三次地方創生臨時交付金、これを先取りをして、まず今、年度が替わる、特にいろいろな出費がかさむだろう子育て世帯のところへまずしっかり応援をしていきたい。そして、本当にまさに今生活が困っている住民税非課税世帯のところ、まずは先手を打って応援をしていきたいというところのものでございまして、今ほど上杉議員が指摘されたようなところは、まさに今国のほうで様々な手を打っているところの中を見極めながら、今後検討していきたいというふうな説明がございました。

もう一点ありました。なぜ社会福祉課だけだったのかということでございます。この事業につきましては、合計7課が共同してプロジェクトチームをつくって事業を起こしたという経過がございます。子供の部分につきましては子ども若者課、あと市民生活課健康推進室、こういった関連と高齢者の部分につきましては高齢福祉課、前回のプレミアム商品券の知識を生かしてということで地域振興課、それから全体のコーディネートということで、総務課、企画課ということで、7課が関連してこの事業を立ち上げております。ただ、市長のほうの思いとして、子育て世帯や生活支援を要するという福祉的要素が強いということで、今回は窓口として社会福祉課が予算化をしたという説明がございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第2号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第2号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第16号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決ですが、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第3号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和3年第1回（1月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 中 川 直 美

署 名 議 員 近 藤 和 義